

# 集団的過熱取材～人権侵害と裁判員制度への影響 ——秋田県の連続児童殺害事件と米ジョンベネちゃん事件——

内 藤 正 明

## 1、はじめに・問題提起

2006年にメディアが報じた事件に「秋田県の連続児童殺害事件」と「アメリカのジョンベネちゃん殺害事件」がある。

両方の事件に共通なことは「幼い子供が犠牲になったという痛ましさ」とメディアによる「集団的過熱取材」が再度発生して社会的に関心を集めたことにある。秋田県で起きた連続児童殺害事件における容疑者の「逮捕前犯人視」報道と強烈な取材攻勢には「人権擁護」の観点からメディアの行き過ぎた取材すなわち集団的過熱取材を指摘する意見が多く聞かれた。この事件の直後アメリカで10年前の1996年に起きた「ジョンベネちゃん殺害事件」の容疑者逮捕のニュースが報じられた。DNA 鑑定の結果容疑者は「ジョンベネちゃん殺害事件」とは関係がなかった。コロラド州の検察当局は訴追を諦めた。新たな物的証拠がなく自供だけで逮捕に踏み切った検察当局への風当たりは強い。メディアは手のひらを返したように検察当局を批判したが却ってメディアの信用が失墜した。「ジョンベネちゃん殺害事件」においても両親が「犯人視」され過熱取材が問題となった。本文では日米でほぼ同時期にテレビ・新聞・週刊誌が連日大きく報道した2つの事件の類似性を「**集団的過熱取材による人権侵害**」という観点から検証するとともに更に別な角度「**集団的過熱取材が生んだ逮捕前犯人視さらに歪んだ人物像の創出の危険性**」といった観点から実施が迫った司法制度「**裁判員制度に過熱取材がどういった影響を与えるか。すなわち、裁判員に被告**

人に対する予断を生じないか。結果として司法制度への信頼がゆるぎはしないか」について考えてみたい。教室では憲法が保障する「表現の自由」を機軸に事件事故取材といった現代の事象を「メディアと市民の信頼関係」という切り口で取り上げている。今回は学生のメディア観も本文で紹介したいと思う。テレビの世界に身を置いて約30年が経つが「メディアが市民に向け発信した情報に対し学生、市民からの返答」に接したという機会は余り記憶にない。学生の論述試験からはメディアを評価する一方でメディアに要望するものとして「人間性・倫理観が必要」という手厳しい意見が数多く見受けられた。「被評価の対象になった機会は少ない」という事実に着いて見るとメディア側は①市民の批評を吸い上げる機会を数多く作るとともに②その意見に対しては真摯に回答する姿勢が欲しい。取材時のモラル、報道の質に対してメディア・市民の双方が真剣に向き合い論議するシステムの構築が急務である。これまでメディアは当事者と視聴者、読者の間をジャーナリズムという倫理で橋渡ししてきた。しかしその橋自体の構造に狂いは生じていないか。メディアは「放送と通信の融合」が差し迫ったこの時期だから「時として国民個人個人の人権を無視する『ネット』情報」の良き模範となるような取材倫理、報道倫理を確立する必要性に迫られている。こうした考えを基本に国民からメディアに突きつけられた上記太文字の課題について既存メディアの倫理性を考えてみたい。論旨の流れとして学生がメディアに対して「秋田県で起きた連続児童殺害事件における容疑者の『逮捕前犯人視』報道は明らかにメディアの行き過ぎがあった」と感じた背景にどのような取材が行なわれそれがどう報道されたのかアメリカの「ジョンベネちゃん事件」と合わせて検証したい。

## 秋田県の連続児童殺害事件

### 2、メディアは連続児童殺害事件をどのように取材しそして報道したか。

#### \*事件の経過

- 4月9日 秋田県藤里町に住む畠山彩香ちゃん（当時9歳）が行方不明に。翌日、水死体で発見。
- 5月17日 同じく秋田県藤里町に住む米山豪憲君（当時7歳）が行方不明に。翌日他殺体で発見。
- 6月4日 彩香ちゃんの母親畠山鈴香容疑者を米山豪憲君の死体遺棄容疑で逮捕。
- 6月25日 畠山鈴香容疑者を米山豪憲君の殺害容疑で再逮捕。
- 7月18日 畠山鈴香容疑者を長女彩香ちゃんの殺害容疑で再々逮捕

#### \*起訴事実

##### その1

- 起訴年月日 平成18年6月25日
- 罪名 刑法第190条 死体遺棄
- 起訴事実 畠山鈴香被告は、平成18年5月17日午後3時45分ころ、秋田県山本郡藤里町の自宅前から、近くに住む小学1年生米山豪憲君の遺体を軽四輪車の後部荷台に乗せて、能代市下中島の米代川左岸に運び、同日午後4時5分ころ、市道脇の草むらに投げ捨て、死体を遺棄した。

##### その2

- 起訴年月日 平成18年7月17日
- 罪名 刑法第199条 殺人
- 起訴事実 畠山鈴香被告は、近くに住む小学1年生米山豪憲君を殺害しようとして決意し、平成18年5月17日午後3時30分ころ、秋田県山本郡藤里町のある自宅の玄関の中で、腰

紐を豪憲君の首に巻き付けて強く絞め、頸部圧迫が原因となって窒息により死亡させた。

### その3

起訴年月日 平成18年8月9日

罪名 刑法第199条 殺人

起訴事実 畠山鈴香被告は、自分の長女である彩香ちゃんを殺害しようとして決意し、平成18年4月9日午後6時45分ころ、秋田県山本郡藤里町の藤琴川に架けられた大沢橋の待避所で、彩香ちゃんを橋の欄干に乗せ、その体を手で押して水中に落下させ、同河川内において、同児を溺水により窒息死させて殺害した。

#### \*過熱した取材現場と「逮捕前犯人視」報道

##### 過熱した取材現場の状況について

朝日新聞6月15日朝刊引用——秋田県藤里町の男児殺害事件では畠山鈴香容疑者（33）が死体遺棄容疑で逮捕される（6月4日）前から週刊誌に「犯人」と特定されかねない記事が載り、ネット上では実家前に張り込む報道陣の様子が流れた。男児が行方不明になった5月17日の深夜、県警は畠山鈴香容疑者から4時間以上にわたって事情を聞いた。翌日の遺体発見以降、警察車両が常に行動を監視。捜査線上に浮かんだ人物を取材しようと、報道陣も24時間態勢で実家に張り込んだ。

週刊新潮6月1日号引用——「家の周辺に記者が集まり始めたのは豪憲君の遺体が発見された翌日5月19日の昼頃。それからは時間か経つにつれて増え続けた。この家は他ならぬ彩香ちゃんの母親の実家である。家の敷地を20メートルほど隔てた向い側に20近い脚立が並べられている。そこにテレビカメラや望遠レンズ付きのスチールカメラが放列をなし、報道陣の目がただ一点、その家の玄関に注がれている。全国紙デスクが言う。「今の現地の様子は98年の和歌山カレー毒物事件（注釈 p333記載）とウリふたつ

だ。あの時も事件直後から林真須美被告（現在最高裁にて公判中）の家を大勢のマスコミが取り囲む異様な状況となり、林真須美被告が記者たちに向けてホースで水を撒いたこともあった。マスコミの過熱ぶりはあの事件と全く同じだ」

### 「逮捕前犯人視」報道について

朝日新聞6月15日朝刊引用——5月27日、畠山容疑者は水死した長女の49日法要後に報道陣を自宅に入れ潔白を訴えた。週刊朝日は「母親が潔白『私は犯人じゃありません。』」週刊現代は「彩香ちゃんの母親と『ネグレクト』」サンデー毎日も「彩香ちゃんの母親が独占告白・なぜ、私がそんなに疑われるのか。」と、それぞれ実名で記事を書いた。週刊朝日はこのことについて「すでに各誌に載っており、この時点で匿名にする意味がなかった。」週刊現代は「独自取材で、畠山容疑者が事件にかかわっている可能性が極めて高いと判断した」、サンデー毎日は「本人自ら、一部週刊誌で犯人視されていることに反論したいとの意思があった」と話す。こうした報道に対し月刊誌「創」は「母親たきであれ弁護であれ、疑いがかかっている事実を多くの人に知らせる結果となった。犯人視報道であることには変わりない」と批評している。

## \*メディアによる取材の自主規制と人権侵害

### 自主規制の動きについて

メディアは今回和歌山でのカレー毒物事件における過熱報道の苦い教訓から取材の自主規制に踏み切った。

静岡新聞6月5日朝刊引用——見出し——取材過熱で自主規制—逮捕前から「犯人視」報道——秋田の連続児童殺害事件で、死体遺棄容疑で昨日6月4日逮捕された畠山鈴香容疑者は発生直後から関与の疑いが浮上。身を寄せていた秋田県能代市の実家周辺には報道陣が多数詰め掛けた。畠山容疑者や家族が取材の自粛を要請したため、メディアが自主規制に踏み切ったが、逮捕前から畠山容疑者の犯行であることを強く示唆する報道も

一部出るなど、異例の経過をたどった。——中略——畠山容疑者は5月24日、放送倫理・番組向上機構に「猛烈な取材攻勢で生活を脅かされている」と訴え「放送倫理・番組向上機構」の「放送と人権等権利に関する委員会」は放送各社に「節度をもって取材に当たる」よう要請した。秋田県内の報道機関15社の責任者でつくる秋田報道懇話会も日本新聞協会と連携し集团的過熱取材を避けようと5月19日と23日、現場周辺などでの「節度ある対応」を呼びかけた。懇話会は畠山容疑者から各社に取材自粛を求める文章が届いたのを受け①門前での待機はやめる②プライベートな場面の映像撮影を自粛する③待機する取材者と車両数を制限するなど具体的な自主規制策を5月24日に協議。日本民間放送連盟や日本雑誌協会を通じ、在京の報道機関にも理解を求め、翌5月25日夕から実施した。——

#### 人権侵害を伝えるメディアについて

朝日新聞6月6日朝刊引用——「報道被害、どう防ぐ。 秋田小1殺害、敷地前に一時100人」秋田県藤里町の男児殺害事件では、田園地帯の一角に報道陣が詰めかけた。死体遺棄容疑で6月4日逮捕された容疑者には、事件発生後間もなく取材が集中した。殺害された米山豪憲君（7歳）の自宅周辺は、行方不明になった翌日の5月18日早朝から報道陣が集まった。——中略——当初、畠山容疑者は一部の記者を自宅に招き入れて取材に応じることもあった。その後も取材陣は増え、ピーク時には約100人に。20日夕刻。『いい加減にして』『帰れ』。容疑者が報道陣に詰め寄り、抗議した。現場には警察車両が24時間待機し、外出のたびに追走した。被害者支援の一環でマスコミ対策の名目。が、報道陣が減らないことで、容疑者から「警察は何もやってくれない」と詰め寄られる場面も。和歌山カレー毒物事件では、報道各社は容疑者逮捕の1カ月以上前から、自宅の張り込みを続け、周辺住民は取材自粛を求めた。日本弁護士連合会や法務局はメディアを非難する声明を発表した。今回、県内に取材拠点を置く15社でつくる「秋田報道懇話会」は度々、節度ある取材を申し合わせた。——中略——24日、畠山容疑者が買い物に出掛けた際、10数台の車が後を

追った。容疑者は、県警を通じ取材自粛を要請。放送倫理、番組向上機構にも「生活が脅かされている」と訴えた。その日の夕方の報道懇話会。「これでは和歌山カレー毒物事件と同じになる」と代表取材が提案された。「報道の使命は放棄できない」と難色を示す社がある一方で、「報道側の論理を持ち出したら、集団的過熱取材は防げない」という声も上がった。

#### **\*メディアによる検証について**

朝日新聞2006年7月20日朝刊引用——朝日新聞社の「報道と人権委員会」は7月8日定例会を仙台総局で開催した。この委員会には最前線で報道にあたる各地の総局から若手記者も参加し、秋田県で5月に起きた小学生殺害事件と報道現場が日常的に直面している諸課題について論議した。

報道を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。警察の匿名発表が増え、記者が事件関係者に接触しようとする被害者保護を理由に警察がそれを拒むといった事例も続出している。プライバシー保護の意識が高まり、実名報道や報道写真の被写体になることを拒否する人たちもでてくる。**メディアスクラム（集団的過熱取材）**などが**マスメディア全体に対する国民の不信感につながっていることも否定できない。**

（注釈）和歌山カレー毒物事件　1998年7月25日和歌山市内で開かれた地元自治会主催の夏祭りで住民が調理していたカレーの中に何者かが毒物のヒ素を混入してカレーを食べた住民4人が死亡し63人が病院で治療を受けた。警察による捜査の結果、事件現場の近くに住む主婦で元保険外交員の林真須美被告が12月9日にカレー毒物事件の殺人および殺人未遂の容疑で逮捕された。一審の和歌山地方裁判所で林真須美被告は死刑判決を受け上訴したが2005年6月28日大阪高等裁判所は被告人側の控訴を棄却し現在最高裁判所において公判中。

### 3、学生は秋田県の連続児童殺害事件の報道をどう見たか。

2006年Ⅰ期、本学のマスコミⅢで学ぶ学生が関心を持ったマスコミ報道は以下の通りである。

#### 事件事故別分類

##### 1、集団的過熱取材（メディアクラッシュ）

- (1) JR 西日本列車脱線覆転事故・遺体安置所における取材 —26件
- (2) 秋田県の連続児童殺害事件 容疑者の逮捕前犯人視報道—15件
- (3) 事例を挙げず —————10件

##### 2、プライバシーの侵害（著名人の離婚記事・店内防犯カメラ

による無断撮影) —————18件

##### 3、報道被害（誤報道松本サリン事件） ————— 8件

##### 4、ジャーナリズムの倫理観（豊田商事会長刺殺事件） ————— 8件

##### 5、放送済みビデオの証拠採用（和歌山カレー毒物事件） ————— 5件

##### 6、新聞の特殊指定廃止論議 ————— 4件

##### 7、その他 ・日米比較（両国における表現の自由のボーダーラインの差異）

- ・犯罪被害者基本計画における実名報道と匿名報道
- ・ニュースのワイドショー化
- ・視聴率競争
- ・象徴的貧困等合計23事例112件に及んだ。

#### 分類のまとめ

学生の関心は「集団的過熱取材」が総数112件中51件と最も多く、この中で具体的事例として「JR 西日本の列車脱線覆転事故で遺体安置所における遺族に対する取材」が26件でトップを占め、次いで秋田県の連続児童殺害事件における容疑者の「逮捕前犯人視報道」が15件となっている。ここでは列車事故と殺人事件に対して行なわれたメディアによる集団的過熱取材の根本的相違を人権侵害という視点から考えてみたいがその前に学生が過熱





**3年女子学生 (E)** ——中略——オウム真理教による松本サリン事件、更には和歌山のカレー毒物事件と今回の事件はマスコミの対応や過熱報道ぶりがとてもよく似ている。松本サリン事件でマスコミは不確かな情報から事件とは全く関係のない会社員を犯人視する大誤報をした。今回結果的には容疑者が逮捕され児童の殺害を自供したからまだしも、松本サリン事件と同じ過ちを繰り返す可能性がなかったわけではない。プライバシー侵害の問題はとても難しく、個人の基本的人権を守るということと報道の自由を守るという両面をどうしていくかが問われている。こうした場合、やはりマスコミの自主規制に全てがかかっているのである。しかし規制のタイミングなど難しい点がある。取材者と被取材者の間を取り持つコーディネーターの役割が必要であると思う。該当する人として現時点では弁護士しかいないと思う。メディアと弁護士の連携に期待したい。

**3年男子学生 (F)** ——中略——事件に対し人々の興味が向かう中で「疑わしきは罰する」かのような「過熱報道」によって世論は完全に誤った方向へ向い、その延長で冤罪が生まれるのではないだろうか。このようにジャーナリズムの持つ力や意義深さは大変なものである。言論の自由が謳われる世の中であるが、ジャーナリズムの持つべき意義を再確認し、責任を問われない事で、確証のない、想像の範囲から出ない情報を専門家を交え大々的に報道することは、あくまで参考意見であって、それを全てとするような主観的報道はかなりリスクなものになると思う。

**3年女子学生 (G)** ——中略——取材が過熱しすぎるとマスコミ側の自制も難しくなるが、そうは言ってもマスコミはそのことを常に自覚し取材しなければならないと思う。このように、マスコミはしばしば興味本位と営利目的に流され市民に対する行き過ぎた取材、報道を行い、それによって個人の名誉やプライバシーなど市民の人権を侵害してきたこともあった。正確な情報と人権のバランスをうまく取るのは難しいかもしれない

い。しかしそれを成し遂げることによってマスコミが市民から支えられ、日本のジャーナリズム活動が今まで以上に素晴らしいものになると私は信じている。

**3年男子学生 (H)** ——中略——個人的に最も気になるのは集団的過熱取材の問題です。多くの記者が他社よりもいい記事を書こう、独占的な記事を書こうとして人権を無視した取材、報道が多く見られることです。そしてそれが集団になり取材がどんどん過熱してしまうのです。殺人事件で逮捕前からある特定の人物を犯人扱いして、その人に張り付いて取材をしたりすることが挙げられます。これは人権をまるで無視した取材、報道なのです。

**3年女子学生 (I)** ——中略——秋田県で起きた連続児童殺害事件では容疑者の逮捕前から、まるで犯人であるかのような報道が一部でなされていた。実際に彼女の犯行だったのだが、ここで問題なのはそれが確定される前に彼女の犯行であるような印象を国民に与えてしまった事である。一度報道してしまうと大きな影響を与えることになる。また、最近のメディアはテレビを通じ映像として情報を与える。人にとって視覚からの情報は強い印象を残しかつ情に訴えやすい。新聞などの文字による情報提供よりも与える影響は大きくなる。そのため一度誤った情報を与えてしまうと、その情報・メディアの被害者は大きな傷を負う。

#### **4、人権侵害についての考察**

##### **人権侵害から捉えた秋田県の連続児童殺害事件（JR 西日本列車脱線転覆事故との比較）**

人権の定義を「人間が人間として社会生活を営んで行く中で誰にも侵されることなく自然発生的に当然に持っている固有の権利」とするならばJR西日本列車脱線転覆事故での集団的過熱取材は被害に遭った遺族の人たち

に対し以下の理由からメディアが人権侵害を侵したということになる。私達は「人は人として心の平穏、静謐を害されない。他人の心の平穏、静謐も害さない」という社会生活を営んでいく上での基本的なルールを持っている。何か不幸な出来事があった時私達はよく「そっとして置いて」と口に出すことがある。これが端的にこの場合の心理状態を表している。これはプライバシー侵害の初期的な態様でありメディア側の自律とか自主規制とかいった形で保護されなければならない。JR 西日本列車脱線転覆事故での遺体安置所におけるメディアの遺族に対しての取材は「肉親の命が事故で失われたという異常な心理状態を刺激しないで欲しい」「他人に平穏、静謐を侵害して欲しくない」という被害者遺族のプライバシー（最近ではプライバシー権という法的にも認知された権利となってプライバシーの侵害は民法709条の不法行為、および損害賠償の対象となっている。）をメディアが侵したことになる。しかしこの「心の平穏を侵害された」ということは次に述べる「秋田県で起きた児童連続殺害事件での犯人と目される人物への過熱取材」と比較すればまだ一過性でインタビュー等取材されたことに対する興奮や怒りといった感情は時間の経過とともに治癒される性質のものではなかろうか。秋田県での過熱報道による「逮捕前の犯人視報道」は今回メディアの取材競争によって作られたものであるが度重なる取材攻勢は前述した「平穏・静謐」の領域を大きく踏み越えた「無言の暴力＝刑法上違法性を及びたもの」と言えるものではないだろうか。ここで「無言の暴力」とした論拠を二つ挙げたい。

### **論拠 1 取材活動として認められる限界からの逸脱について。**

メディアが犯罪容疑の強まった人物を警戒又は取材する行為はジャーナリズムを標榜する者として当然の行為である。しかしすべての取材活動が憲法21条の保障する「表現の自由」の名の下に正当化されるものではない。その事例として「西山記者事件」を取り上げてみた。事件は「日米沖縄返還協定」の交渉で「日本側は米軍基地の復旧費用として米に対し400万米ドルを負担する」という密約が交わされており、毎日新聞の西山記者は

これを裏付ける外務省の極秘電文を女性職員から手に入れ国会の審議の過程で国民の知る処となった。国は西山記者を告発し「記者は外務省女性職員に秘密の漏示をそそのかした容疑（国家公務員法違反）」で裁判にかけられた。上告審の最高裁判所は次のように判示した。「取材の自由は憲法21条表現の自由に照らし十分に尊重しなければならない」としたうえで「取材の手段、方法が法秩序全体の精神に照らし社会観念上到底是認することができないものは正当な取材活動の範囲を逸脱している」としてこの事件においては記者の取材活動を「正当業務行為」とは認めず、従って取材活動の違法性を認め西山記者を有罪とした。翻って秋田県の連続児童殺害事件をみると犯人視された女性にメディアが強烈な取材攻勢をかけたことは事件を伝えるニュース映像を見ても「表現の自由」から派生する「取材の自由」を超えた異常事態と言わざるをえない。これは「西山記者事件」における裁判所の判断「法秩序全体の精神に照らし社会観念上到底是認することができないもの」と同質のものと言って差し支えない。従って児童殺害事件の取材活動は裁判所の法的判断からも「取材活動として正当に認められるものではない」ということが推定できる。

（注釈）「西山記者事件」についての前述の最高裁判所の判断については「男女関係を情報の取得手段としたことに違法性を認めたもの」で、この裁判の一番の争点であるべき「外務省の極秘電文という国家機密に対し『言論の自由』『国民の知る権利』を背景としたメディア側の取材がどこまで認められるのかという司法判断は回避した。」との意見があることを付け加えておく。

## 論拠2 取材行為を刑法234条「威力業務妨害罪」類似の行為とした。

「類似」とした理由は「威力業務妨害罪」は当然「故意」を必要とするが、取材側に故意はなく犯罪として成立しないからである。

刑法234条「威力業務妨害罪」の規程は以下の通りである。「威力を用いて人の業務を妨害した者は3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処す。」

とある。取材陣の過熱取材がこの行為すなわち「威力を用いて人の業務を妨害したこと」に該当するか見解を述べたい。

まず多数の取材陣が家の周囲で取材していることが「威力」にあたるか否かについて考えてみたい。

「取材攻勢」100人もの取材陣、カメラの放列の下で通常の状態を保ち平常の生活を営むことは常識的に不可能である。自由な活動を抑圧された状態である。取材を受けた側（この場合は逮捕前から犯人視された容疑者と彼女の実家の家人である）にとって取材攻勢は「威力」といえるのではないか。容疑者が放送倫理・番組向上機構に「猛烈な取材攻勢で生活が脅かされている」と訴え機構が放送各社に「節度をもって取材に当たるよう」に要請したことからも取材攻勢のすさまじさをうかがい知ることができる。威力業務妨害罪の「威力」「業務」「妨害」それぞれについての判例は次のように示している。

裁判所の「威力」についての解釈。

**(最高裁判例・昭28・1・30)** ——威力とは犯人の威勢、人数、及び四囲の状況から見て、被害者の自由意思を制圧するに足りる勢力をいい、現実には被害者が自由意思を制圧されたことを要しない。

**(最高裁判例・昭32・2・21)** ——威力を用いるとは、一定の行為の必然的結果として、人の意見を制圧するような勢力が用いられれば足り、必ずしも直接、現に業務に従事している他人に対してなされることを要しない。

以上の文意からは取材陣が多数、家の周りで張り込みをしていたことは被告人の自由を十分に抑圧する行為であって「威力・威圧」を与えていたと読み取ることができる。

次に「業務」についての解釈

**(最高裁判例・昭28・1・30)** ——本条における業務とは、具体的個々の現実に執行している業務だけでなく、広く被害者の当該業務における地位に鑑み、その任として遂行すべき業務をも指称する。

この文面では「業務における地位」の解釈について考察してみたい。

ここでいう業務とは個々の自営業とか会社員とか日常反復的継続的に行なわれる経済活動又は生活の糧を得るために営む仕事というより広い概念例えば「主婦」とか「世帯主」とかいった個人が社会的に置かれた「身分」又は「地位」から派生する生活活動全般を指し示すものであって、カメラの放列が狙った「家」に居住する犯人視されている人物と家族すべてがそれぞれの「地位」に基づいた「業務」を持っていると解釈して差し支えないと筆者は考える。

### 「妨害」についての解釈。

「妨害」とは最高裁判例昭和28・1・30に判示されたように、人の自由意思を抑圧する威勢、人数、状況を作りだすことであり、この事件においても前述の「威力」で述べたように取材のすさまじさは人としての生活活動の抑圧であり、まさしく「妨害」と言わざるを得ない。又結果として妨害されたことを問わない。

以上が秋田県で起きた児童殺害事件における容疑者に対しての集団的過熱取材は刑法という法律が定める「犯罪行為の類型」すなわち構成要件を具備した。と考える理由である。具体的には刑法234条の威力業務妨害罪類似の行為とした。さらにこの事件での集団的過熱取材は取材活動の手段、方法においても社会観念上、取材活動の範囲を逸脱して（記者として正当な業務行為とはいえない）前述の「西山記者事件」と同様に違法性を拭いさることができない。この集団的過熱取材が犯罪行為として不足するのは「故意」という責任要素だけである。秋田県で発生した「連続児童殺害事件の集団的過熱取材」はまさに「違法性を及びた無言の暴力」といえるものであったことが推測できる。過熱した取材活動での人権侵害というメディア側の失点は「国民の知る権利」に応えるためという言い訳ではリカバリーできない。以上、集団的過熱取材を受けた側すなわち容疑者およびその家族のの精神的苦痛の度合いを人権侵害の態様の違いから考察したが立場を替えて報道された情報の受け手、読者、視聴者は過熱取材に対してどういった感情を抱いたのであろうか。JR西日本列車脱線転覆事故の遺族に

対しては「同情」を、事件の犯人視については「興味と憎しみ」の感情を増幅させた。犯人と目される人物への過熱取材はその報道内容が真実を追求するというメディア本来の使命を大きく逸脱し読者視聴者の感情関心をいたずらにあおりたてるという、すなわち扇情化する危険性を含んでいる。視聴者、読者に人物を犯人視する錯覚を容易に与えかねない。記者が世の中の不正と対峙する時、記者は少なからず「勧善懲悪」の気持ちを抱くがこれは記者の使命である「真理探求」には欠くことのできないモチベーションである。しかし犯人を逮捕し起訴し裁くのはあくまで警察、検察、裁判所の仕事であってメディアの職務は真実を追求しその背後に潜む社会的病巣を市民社会という白日の下に曝け出すことである。今回の容疑者への「逮捕前の犯人視先行」はあくまでもメディア側の「憶測と推論の上に組み立てられたもの」との見方が強い。メディア側に独自の科学的根拠に基づいた確たる証拠はない。メディアに対して犯人と目される女性の自白があるかといえばこれもない。現在3つの事件で起訴された女性の「犯行の動機」ですら解っていないのだ。こうして考えていくと「逮捕前犯人視先行」は「メディアの憶測と推論」によって組み建てられたものとみる見方が正しい。松本サリン事件では警察の「リーク情報に翻弄されたとされるメディア」が今回秋田県の連続児童殺害事件では「自ら組み立てた憶測と推論」が集団的過熱取材を生み人権侵害を生んだ構図と考えることができる。

## 5、集団的過熱取材と裁判員制度

**\*二つ目の課題「集団的過熱取材が生んだ逮捕前犯人視さらに歪んだ人物像の創出の危険性」と「裁判員制度に集団的過熱取材がどういった影響を与えるか。裁判員に被告人への予断を生じないか。さらに司法制度への信頼が喪失しないか」について考察を試みた。**

秋田県の連続児童殺害事件では当初畠山鈴香容疑者は死体遺棄の容疑で逮捕された。直後メディアは容疑者についてその半生を編集した。人の生



い立ちを短く編集することは容易ではあるが情報を流す側の恣意がどうしても入り易い。客観性をいかに担保するかが重要なポイントとなる。極端に言えば「犯罪を犯した人物の性格、過去に負の経歴を背負っているというメディア側が考えた粗筋」に当時の彼女を知る知人のコメントを載せても一つ一つが事実であれば読者、視聴者を欺いた事にはならない。確かに被告人の生い立ちや生活態度を報道することは「人物像または背景を描き出し2度とこのような事件を繰り返さないため」というメディアの言い分も十分に尊重されなければならないものである。しかし、ある一定の意図を持って人物像作りが始まると全て負の人生遍歴が意図された方向に向かって構成される。という可能性をメディアの取材、編集は持っている。人物像の情報収集は「真実はどうなのか」というジャーナリズムが最も注意を払わなければいけない「客観性という関門」をフリーパスで潜り抜ける可能性を秘めている。メディアは最大限に情報収集の網をはり最大限の情報を得る。その中でメディアが採った情報をジャーナリズムというふるいにかけて世に送り出す。これがメディアとしての本来の姿である。しかしこうした衝撃的な事件に直面すると取材を受ける側は無責任に容疑者の人物像を語るであろうし、それを世の中に発信するメディアは語られた人物像のチェックに無責任で扇情化するという性格を有する。インタビューを受けた人間とそれを市民社会に送り出すメディアとの間で「語られた内容についての責任の所在」が不明確になる恐れがある。お互いに責任を相手側に転嫁する構図が潜んでいる。語られた内容が真実であろうが虚であろうが読者、視聴者が興味を持ちそうなコメントが画面と紙面を飾りやすい。今回秋田県の連続児童殺害事件の容疑者の半生を描いたテレビを見ると住まいの近隣の人ばかりでなく彼女の通っていた美容院、彼女の通っていたラーメン屋、学生時代の同級生、そこから発せられる言葉のすべてが「暗い」というあたかも「人格否定」の負のイメージであったように感じた。

**\*裁判員制度に対しメディアが作る「犯人の人物像」はどういった影響を与えるか。**

国は平成21年度に国の司法改革の一環として「裁判員」制度を導入する。本論に入る前に「裁判員制度」について簡単に触れてみたい。

**裁判員制度とは**——国民が裁判員として刑事裁判に参加し「被告人が無罪か有罪かを判断し」「有罪の場合どのような刑に処するか」決める制度で公判における裁判所側の構成は基本的にキャリアの裁判官が3名、一般市民から選ばれた裁判員が6名という形になる。

**裁判員が参加する事件**——①殺人②強盗致死傷③傷害致死④危険運転致死⑤現住建造物等放火⑥身代金目的誘拐⑦保護責任者遺棄致死の合計7つである。

### **裁判員の職務**

- ① 公判に出廷する（公開）。 裁判官と一緒に刑事事件の公判に出席する。公判では証拠として提出された物や書類を取り調べる他、証人や被告人に対する質問も行なわれる。
- ② 評議・評決をする（非公開）。 証拠に基づいて被告人が無罪か有罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきか裁判官と一緒に議論（評議）決定（評決）する。議論を尽くしても全員一致の結論が得られない場合には評決は多数決による。ただしその多数意見には裁判官、裁判員のそれぞれ一人以上の賛成が必要とされる。有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかについて裁判員の意見は裁判官と同じ扱いとなる。
- ③判決の宣告（公開）。 評決の内容が決まると法廷で裁判長が判決の宣告をする。裁判員としての仕事は刑の宣告によって終了する。

**裁判員の選任**——最初に選挙人名簿をもとに裁判員候補者名簿を作成する。裁判員はこの候補者名簿の中から1つの事件ごとに裁判所による選任手続きによって選ばれる。

**参考** 裁判員裁判の件数を平成16年度に当てはめた場合、合計で3308件に及んだ。国民が裁判員として選ばれる人数は3308件の裁判×一法廷6名で合計19848名と大きな人数になる。

以上が平成21年5月のスタートを目指す「裁判員制度」である。導入の趣旨は「国民の司法に対する理解と信頼を醸成し法律の専門家でない一般市民の感覚を裁判の内容に反映させる」というのが国の説明である。

### **\*メディアが作る被告人の人物像が裁判に与える影響「裁判員の予断から司法制度への不安」**

**裁判員の予断を回避するには！**

**事実認定・「自由心証主義」から「法定証拠主義」への移行の可能性について**

秋田県の児童連続殺害事件の「逮捕前犯人視報道」さらに6月4日の「死体遺棄容疑」での逮捕に間髪入れず市中に流れた人物像を描いた情報は被告人に対しての我々の心証形成に少なからぬ影響を与えた。週刊誌等が伝える人物像から被告人の女性は「我が子すら顧みない自堕落な人間」というマイナスイメージの人物像がメディアによって市民社会に形成された点にこれから導入される「裁判員制度」への不安が存在する。人物の精神鑑定、被告人質問など厳格な司法審理を経る以前に裁判員の心理にメディア経由で形成される被告人の人物像は少なからず影響を与える。裁判員の判断にかなり感情的な要素が占めてくるように思われる。被告人に対する憎しみの程度が裁判員個々の人生観により変わるということである。前掲したように7種類の重大事件に我々庶民感覚の市民が裁判員として公判に加わっていくことを考えると、誤判、量刑の不当はもとより同種の事件について全く異なった判決が出ないという保障はあるのだろうか。管轄の裁判所毎に判断が異なる事態が生じるならば、例えば同種の事件で

東京地方裁判所と大阪地方裁判所の判決が異なるような場合、それは憲法第14条1に定める「法の下での平等」に抵触する可能性がある。さらにこの制度の導入によって14条以外の憲法規程が空洞化する恐れはないのであろうか。憲法第76条3に「裁判官の独立」が掲げられている。条文は「すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。」とある。裁判官の判断する事実認定に「自由心証主義」がある。「自由心証主義」とは裁判官が証拠資料に基づいて事実を認定するに際し、その範囲や信憑性の程度について法律上なんらの拘束を受けずに自由に判断できるという原則である。「自由心証主義」に対して「法定証拠主義」がある。「法定証拠主義」は裁判官が証拠に基づき事実を認定するにあたり、法律上の拘束を受け、証拠判断について裁判官の評価の自由を認めないとする原則である。この種の証拠があれば必ず一定の事実を認める「証拠価値の法定」という原則である。「法定証拠主義」の長所は裁判官の恣意を防止する機能にある。前述のように現在の日本の裁判制度では「自由心証主義」が憲法上も定められているが裁判員制度が取り入れられその中で「集団的過熱取材による被告人の人物像が公判前に洗いざらいそれが真実であろうがなかろうが白日の下に晒されるということが起きた場合」に果たして国民の司法制度への信頼といった点が次に述べる理由から保持できるものなのであろうか。それは一般の市民から選ばれた裁判員が被告人に対する人物像を心の中で形づくる過程において「メディアによって創造され歪められた人物像ではなく偏見を持たない白紙状態の人物像を持って公判に臨むことができるか」言い換えるならば「初公判の時点で裁判員の被告人に対する人物像、すなわち秋田県の連続児童殺害事件でいうならば『我が子すら顧みない自堕落な女』という予断がすでにできあがっているのではないか」という疑念である。裁判の公正について報道内容が影響を与えることは避けなければならない。被告人に対する心証はあくまで公判を通じて裁判員の心の中に形成されるべきものである。歪められた人物像があるとすれば事実認定に当たって被告人に不利に働く可能性があり

はしないか。これを回避するため、さらに公正な裁判を担保するためには前述の「自由心証主義」から「法定証拠主義」に一大転換を図ることも一つの方法と筆者は考える。和歌山でのカレー毒物事件と同じように秋田での児童殺害事件においても殺害の動機は不明である。現場、取材陣が逮捕前に犯人の名前を口にするという異常な事態、メディアが先行した過熱取材が繰り返し起こるような事態は新司法制度「裁判員制度」の導入にあたって「国民の司法への信頼」といった観点からも避けなければならない課題と考える。

## 6、米メディアが報じた「ジョンベネちゃん殺害事件」

### 容疑者逮捕に見る集団的過熱取材

#### はじめに

秋田県の連続児童殺害事件が3件目の起訴で捜査が一応の決着をみた直後にアメリカからジョンベネちゃん殺害事件で容疑者が逮捕されるというニュースが報じられた。アメリカのメディアは「10年ぶりに事件解決」と大きく取り上げたが、この容疑者逮捕は全くの誤認逮捕だった。メディアはジャーナリズム組織としての信用を失墜し、メディア関係者の中には「メディア史上最も恥ずべき集団的過熱取材」と酷評する者もいたという。なぜこうした事態となったのか事件発生から今日までをメディアの報道をもとに追ってみた。

#### \*事件発生から今日までの経緯

1996年アメリカ・コロラド州で当時6歳の美少女ジョンベネ・ラムジーちゃんがクリスマスの翌日の12月26日に自宅地下室で遺体となって発見された。「ジョンベネちゃん事件」である。この事件はジョンベネちゃんが美少女コンテストで何回も優勝し、母親は美人コンテストの女王、父親も会社経営者という裕福な家庭であるということがメディアの取材に拍車をかけて当時事件は連日大きく報道され取材は過熱した。疑いはジョンベネ

ちゃんの両親に向けられた。疑惑の理由はジョンベネちゃんの遺体が見つかった地下室に外部から進入した形跡がないということにあった。事件発生から今年2006年で10年を迎える。この間、夫妻はまさにメディアから犯人扱いされ、集团的過熱取材の対象となった。事件は未解決のまま今日まで至っている。

### \*新たな展開 容疑者逮捕・米メディアの過熱ぶり

米メディアの集团的過熱取材は次のように伝えられた。

事件が発生してから10年後の今年2006年8月16日タイのバンコクで41歳になる元教師が容疑者として逮捕された。逮捕された端緒は米コロラド州の大学教授に「自分が犯人である」ことを示唆するメールを送り続けたことが捜査当局の目に留まった事に始まる。逮捕された当初から「真相は定かではない」という見方がでていた。ジョンベネちゃん殺害容疑で逮捕された元教師について離婚した元の妻は「犯罪マニア」「事件当時彼はコロラド州から遠く離れたアラバマ州にいた」と事件と元教師との関係を否定した。この容疑者の逮捕に対して娘殺しの疑いをかけられた両親（母親は今年2006年6月死亡）は「私たちが受けたメディアの憶測を避けたい」と多くを語らない。「容疑者」として追いかけられ、新犯人と目される人物が逮捕されるや態度を豹変させるメディアに対しての嫌悪を感じたからであろう。「ジョンベネ事件犯人逮捕」と新聞は大見出しを掲げ、テレビはひっきりなしに放送した。容疑者の逮捕にメディアがこれほどまでに騒ぐ理由の一つに10年前あれほどまでに全米を騒がせた事件であるが結局のところ今までに誰一人逮捕されていないことにある。容疑者逮捕という事件の急展開にジョンベネちゃんが殺されたコロラド州ボルダーにはテレビ各局の中継車が集結しそこから全米に発せられるレポートの数は日増しに多くなってメディアの過熱ぶりを示した。米国民の事件への関心の高まりを証明した。メディアは「容疑者の全てが暴かれている。」「新聞はこの話題で埋め尽くされている。」と自ら伝えた。

## \* 誤認逮捕とメディアの豹変

DNA 鑑定の結果、元教師の DNA とジョンベネちゃんの遺体から検出された DNA は一致せず検察は訴追を放棄して逮捕を取り消した。誤認逮捕である。容疑者逮捕の報に過熱したメディアはその矛先を元教師から検察に向けた。「タイからの移送費に3万ドル掛かった」「移送する前に DNA 鑑定すべきだった」と検察に対しての批判を展開した。

## \* メディアが作った両親に対する犯人視・殺されたジョンベネちゃんの虚像

クリスマスの翌日に娘の姿が見えなくなって母親が警察に通報した。七時間後に父親が地下室で娘の遺体を発見した。ラムジー家の裕福な家庭、美少女コンテスト優勝といったすべてのことがメディアを引き寄せた。当時、取材にあたった地元のジャーナリストは当時を振り返って次のように語った。「記者たちにとってラムジー家と関係のあるもの全てが取材対象だった。」10年前のインタビューでは「母親は教会で泣いていたが父親は笑っていた。」父親の親しい女性は「父親からジョンベネの衣装と同じようなものをプレゼントされた。」さらに捜査については「地元の警察は当時他の容疑者を探そうとしなかった。」と両親が「犯人視」された様子を伝えた。両親の事情聴取が行なわれたのは事件の発生から4ヶ月経ってからであった。両親は事情聴取の翌日に自ら選んだメディアを自宅に招いて無実を主張、「とても傷ついた。」と話した。しかし現地ではメディアの関心は高くなる一方であった。両親の動機として①父親の性的虐待説②母親の嫉妬説などが飛び出した。今回、すなわち2006年8月、容疑者逮捕のニュースが報じられた時のジョンベネちゃんの映像はまだ記憶に新しい。彼女は殺害された時はまだ6歳のあどけない少女であったはずだ。しかしメディアが報じた写真の中の彼女は6歳という少女の映像とはまるで違って大人びたものであった。これが視聴者、読者がジョンベネちゃんに対しての第一印象であった。「メイク・マスカラは20歳代の女性。」との指摘もされている。虚像とは言えないまでも、視聴者、読者の記憶にはっきりと残る又

それを意図した写真の掲載であった。

### \* 「ジョンベネちゃん」 殺害事件・集団的過熱取材の原因

前段で述べたようなメディアによる虚像の創出と視聴者の注目を集めようとする過度の演出に集団的過熱報道の原因とも考えられる視聴率至上主義、視聴者、読者の増加を見込んだ米メディアの商業主義的な一面を伺い知ることができる。

読売新聞2006年9月15日朝刊引用——近年、米メディアは大手企業の経営に組み込まれ、興味本位に流される傾向が一層顕著になってきている。南カリフォルニア大のジョー・サルツマン教授は「激しい視聴率競争のため、メディアが仕立てた『セレブ』（有名人）に報道が集中する構図がある」と指摘する。テレビやインターネットの情報に国民が刺激され、それに新聞も引きずられ、今回の過熱報道は増幅した。——事件を報道する映像をみる限り数多くの中継車が集結し、カメラが放列を作っている。それは日本の秋田県で発生した連続児童殺害事件で繰り広げられた集団的過熱取材と同じものだ。ジョンベネちゃん事件にボルダーの住民は①事件の事はみんなが知りたがっている。②メディアのやりすぎという相対立した意見があるとメディアは伝えた。①は人間として本能的に抱く興味②は事件発生当初にジョンベネちゃんの両親を犯人視したことに対するの自戒と反省の現われであって更に取材に押し寄せるメディアへの嫌悪感、メディアの取材に辟易とした感情が事件が起きたコロラド州ボルダーの市民に芽生えたことにあると考える。今回容疑者逮捕のレポートを現場から送ったテレビ局の記者は「10年前両親を犯人視した記事を書いた記者が取材に応じない」と連絡してきているという。「自分たちが報道した内容についてコメントを避けている」ということであろうか。誤った記事を書いたことに対するの自己逃避という見方がある。さらに今の記事に躍りになっているとの見方、新しい情報を開拓したいというジャーナリストとしての本能との見方もある。後者の意見を取るとすれば「ジャーナリズムは記者の好



奇心から始まる」という見解が成り立つが自制心と記者である前に人としてのモラルを持って欲しい。との意見も強い。ここまで、秋田県で起きた児童殺害事件と米コロラド州で起きた「ジョンベネちゃん」殺害事件から過熱報道が引き起こす人権侵害、逮捕前犯人視、歪んだ人物像創造の危険性を検証した。

## 7、まとめ・集団的過熱取材の再発を防ぐには！

以上、秋田県の連続児童殺害事件と米「ジョンベネちゃん」殺害事件による集団的過熱取材の共通点を事件発生に遡って探った。そこに共通するのは取材の原点にメディア側の「憶測と推論」があるということである。特異な事件、重大な事件が発生したものの容疑者が判明又は逮捕されない状態においてメディアは自己の取材に基づき「憶測と推論」で犯人像を組み立てるケースが多々ある。ここに犯人と目される人物の「逮捕前犯人視」報道と「歪んだ人物像創出」の危険性が存在する。こういったメディアの行動はジャーナリストとしての「真理探究」と「早く真相を知りたい」という情報に対する視聴者、読者のニーズに応じて「視聴率を上げる」「読者の関心を引く」といったメディアの商業主義的指向が合致したものと見ることができる。集団的過熱取材を増幅させる大きな要素と考えられる。さらにメディアは「憶測と推論」に対して真実性の補強を行なう。これが「裏を取る」ということであって情報に対しての信頼性と客観性には欠くことのできない作業である。これが欠如した事件にメディアが無実の社員を犯人視して日本のメディア史上特筆すべき報道被害が生じた「松本サリン事件の誤報道」がある。「松本サリン事件の誤報道」は報道の流れに一定の道筋を作ってしまうと世の中に流した情報の訂正はかなり難しいものになることを実証した。訂正報道がされたとしても全ての読者、視聴者の目に入るとは限らない。一端メディア組織から発信した情報は一人歩きする可能性が高い。特に学生の指摘にもあるようにテレビという映像メディアは視聴者に対してのインパクトが強いため一層この傾向は強い。記

者は新しい情報の入手に懸命となって過去を振り向かない。報道に対して自ら検証する機会は少ない。記者個人としてもメディア組織としても前回の反省を次回に活かすことがなかなかできない。ここに集团的過熱取材が再発する構図を見ることができる。さらに米「ジョンベネちゃん事件」ではメディアの商業主義と視聴率競争が集团的過熱報道を増幅した。こうした客観報道とはかけ離れた「憶測と推論」を発信源にした情報の危険性に対して学生は次のように警鐘を鳴らしている。「メディアはジャーナリズムの持つべき意義を再確認し、責任を問われないことで、確認のない想像の範囲から出ない情報「憶測と推論」を専門家を交え大々的に報道することはあくまで参考意見であってそれを全てとするような主観的報道はかなりリスクなものになる」。さらに多くの学生が指摘した点にメディアの「人間性の欠如」が挙げられる。人間性の欠如とは容疑者被告人といえども近代刑事法の基本原則である「推定無罪」を受けるまでもなく当然に人間としての「人権」を有しているのである。メディアがそれを侵していいという理由は何もないということである。この2点をメディア自身が厳粛に受け止めることによって過熱報道の再発を防ぐことができるのではないだろうか。最後に「メディアによる言論表現が社会の常識的で正当な関心に対応したものか否か」この認識が「取材が許される範囲とこれから先は過熱取材で人権侵害につながる」という境界線を定めるメルクマールになるということも言論機関に必要な認識ではないかと思う。